

第 43 回

阿賀町入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年11月18日(水) 阿賀町役場3階 小会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事</li> </ul> 抽出案件等の審議について 指名停止措置について 次回委員会日程等について その他	
委 員 ( 委員数 3 名 ) ( 出席数 3 名 )	委員長 沢 田 克 己 委 員 二 岸 直 子 委 員 齋 藤 修 平	
審査対象期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和2年9月30日	
抽 出 案 件	5 件	
制限付 一般競争入札	3件	① 阿賀野川河川公園整備工事 (落札率 95.20%)
		② 町道新谷古岐線古岐橋上部工事 (落札率 95.16%)
		③ 阿賀町汚泥再生センター基幹改良(防食塗装)工事 (落札率 97.57%)
指名競争入札	1件	④ 津川B&G海洋センター受変電設備更新工事 (落札率 94.58%)
随意契約	1件	⑤ 城山浄水場 膜ろ過設備洗浄修繕 (落札率 88.79%)
委員会からの 質疑、回答等	別紙のとおり	
委員会からの意見、 具申内容等	別紙のとおり	
そ の 他		

意見・質問等	回答等
<p>1. 開 会</p> <p>2. あいさつ 副町長 5件の抽出事案、また今年度発生した2件の指名停止措置について忌憚のないご意見をいただき、町の入札行政の公正かつ透明性のある事務執行に活かしていきたい。</p> <p>あいさつ 委員長 新潟県内でも官製談合が発生しており、最低制限価格の情報漏洩があった。このようなことが起こらないよう変動型の最低制限価格制度を導入するなど、今後とも細心の注意を払っていきたい。</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1)抽出理由について(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査対象調書から主に入札参加数の多いもの、落札金額の高いものを抽出。一般競争入札から3件、指名競争入札から1件、随意契約から1件それぞれ選定した。</li> </ul> <p>(2)事務局様式等報告(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査対象は令和2年4月1日から9月30日までの入札で契約総数56件、内一般競争41件、指名5件、随契10件、苦情処理及び談合情報は事案なし、指名停止措置は2件該当あり、後ほど説明します。</li> <li>今回、「阿賀町汚泥再生センター基幹改良(機械設備)工事」の入札において入札不調がありました。3社の申し込みがありましたが、1社辞退により2社での入札。入札では2社とも予定価格を上回り再入札、再入札では2社のうち1社が辞退、もう1社が再び予定価格を上回り不調となりました。</li> <li>指名停止になった工事とは違いますよね。</li> <li>死亡ということでかなり重大事故なのですが、他の市町村からの対応はありますか。</li> <li>新潟市がどういった対応をとったのかはわかりません。</li> <li>県の工事でこういった事故があると、全市町村右ならえで同じ処分になりますが、それぞれの市町村で対応も違うことから、他のところは指名停止はないんでしょうね。</li> </ul> <p>(3)抽出案件の審議について</p> <p>① 阿賀野川河川公園整備工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名停止になった工事とは違います。公告期間中に別の工事で死亡事故を起こし、先方から辞退の申し出がありました。</li> <li>新潟市から照会がきました。2カ月の指名停止ということで回答しました。</li> <li>新潟市の対応は現時点ではわかりません。県をみても市町村の死亡事故の場合2週間というのが一般的な指名停止期間というところです。</li> <li>公表にしても市レベルでは、指名停止になった場合、ホームページですぐ公開しますが、町村はそこまでやっていません。各年度における指名停止一覧というかたちで公表しています。</li> <li>この工事は、昨年も本委員会でお諮りしたところであり、昨年度完成予定でしたが、昨年10月の台風19号により阿賀野川が増水し、整備中の当該地において被害を受けました。その後、汚泥の排土、盛土の復旧工事を経て今回の整備工事となります。土壌改良工、芝張工、種子吹付工、舗装工が主な工事内容です。</li> </ul>

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回入札業者が多数(12社)でしたが、他に入札者が少ない工事に活かせるような工夫があったのでしょうか。</li> <li>・ けっこう手を上げやすい工事だったのですかね。</li> </ul> <p>② 町道新谷古岐線古岐橋上部工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の橋と新しく整備する橋の構造的な兼ね合いは。</li> <li>・ 一回壊してまた新しくとはいかないのでしょうかね。</li> <li>・ 積算内訳書、一般管理費で町の設計額が他の5社に比べて高めになっていますが、見直して額を下げられませんか。</li> <li>・ 町の積算方法は。</li> <li>・ 今回、5社が役員報酬が少ない会社だったということですね。</li> <li>・ こういった工事で競争があるときには、一般管理費を減らすしかないんですね、手抜き工事をするわけにいきませんから。ただ、あまり低いと下請けいじめになりかねませんから。</li> </ul> <p>③ 汚泥再生センター基幹改良(防食塗装)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費で大きく設計額を上回ったということは、行政側はもう少し手間のかかる積算が必要だったのでは、そういうことが大事なのではないでしょうか。</li> <li>・ 行政の方は、現実的な工事の積算を組まないとダメということですよ。</li> </ul> <p>④ 津川B&amp;G海洋センター受変電設備更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キュービクルとはどんなものですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年も12社の応募があり。1社辞退がありましたが、金額が大きいところ、また、比較的工事内容がそれほど特殊なものではないところが要因だと考えます。</li> <li>・ 阿賀町は入札の参加等級の基準を設けており、本工事の場合、本社又は営業所の住所が町内にあるA・B・C級ランクの業者を呼びかけたというものです。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は、幅員を拡幅し、車依存度の高い住民の安定した生活道路の確保を目的に整備するものです。平成30年度に下部工事、昨年度、左岸側の橋台、両岸の護岸工を実施しており、今回は橋の上部工を行うものです。</li> <li>・ くっつけるというか、センターラインや中央分離帯があるわけではないので、全体的な構造物になります。</li> <li>・ う回路がないので、壊してしまうと車の通行ができなくなりますし、既存のものを残しながら、通行には支障のないように幅を広げる工事になります。</li> <li>・ 一般管理費は直接工事には結びつかない、役員報酬であったり、手当であったりしますので、各社この部分での差が出てくるものだと考えられます。</li> <li>・ 直接工事費なり、純工事費から算出する公式があり、システムにより積算しているようです。</li> <li>・ 入札で競合となると、工事費、工事原価のほか企業の利益になる部分の競争があるのだと感じます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の老朽化に伴い、今後のし尿処理について検討した結果、下水道投入前処理施設への移行が決定。今回、貯水槽などの防食塗装工事を施し、処理機能を維持しながら、令和3年度中の完成を目指しています。なお本件に関しては、入札で落札者が決定しなかったため、再入札での契約となりました。</li> <li>・ 共通仮設費は安全費や動力用光熱費など、現場で必要だろうと業者が見込むものであり、町の積算システムなどは一般的な事例によって組まれていることによる違いでしょうか。</li> <li>・ 準備や片付けも当然含んで考えますので。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は経年劣化に伴う高圧キュービクル、変圧器、高圧進相コンデンサー、高圧リアクトルの更新工事です。入札は一般的な電気工事であることから町内5業者による指名競争入札としました。</li> <li>・ 変電所から送られてくる高圧の電気を100V、200Vに変電させる施設であり、規模の大きい建物などに用いられます。</li> </ul>

意見・質問等	回答等
<p>⑤ 城山上水場膜ろ過設備洗浄修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗浄修繕は、何年かに一回なのでしょいか。</li> <li>・ この修繕は、三機環境サービスしかできないのですか。</li> </ul> <p>(4) 指名停止案件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直感的に考えれば、契約後の一方的な解除は悪質と思いますが、違約金の要領は5%なのですか。</li> <li>・ 今後同じようなことが起こりかねないので、同様に5%徴収すると修正されたいかがですか。</li> <li>・ 契約後の解除は想定されることもあると思いますが。</li> <li>・ 受託できるといった判断で落札し、どのような状況であれ契約後わずか2,3日で解除というのは、違約金が発生しないとわかっていたとすればやはり悪質だと思います。</li> <li>・ やはり相当重いといわざるを得ません。こういったやり方で一般住民には被害がありませんでしたけれども、対応が遅れたり、次点の業者が受けなかったりしたら大きな損害になっていたと思われるので十分に対応していくべき。</li> <li>・ 1位と次点の業者の金額の差は。また、次点業者への発注はどのように。</li> <li>・ 指名停止期間については、1カ月から6カ月の間で1カ月というのは、非常に軽いような気がするのですが。年度初めの1カ月だと影響があまりないような。2カ月、3カ月は考えられなかったのでしょうか。他の市町村のものは参考にされましたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな施設には必ずこういった変電設備があって、一旦入れてそこから施設内に送るかたちになるので、屋外にキュービクルが必要になってきます。</li> <li>・ この城山浄水場は津川地区ほぼ全域と鹿瀬地区の一部をカバーする非常に重要な水道施設です。修繕内容については、モジュール浄水膜とモジュール排水幕の薬品を用いた洗浄と膜ろ過ユニット排水管の交換です。契約については、設備施工業者のアフターサービスを専門的に請け負っており、使用する洗浄ユニットもメーカー専用品であること。さらに修繕作業において膜ろ過設備の各機器を取り外した状態でも浄水場を通常稼働できることなどの理由から1社の随意契約となっています。</li> <li>・ 2年に1回の修繕になります。</li> <li>・ 親会社である三機工業のアフターサービスを専門的にやられているところで、ユニットにしても専用品、純正品を使っている関係上、他のところでは扱えないこともありますし、稼働しながらの洗浄作業がここでしかできないためこの事業者に限られます。</li> <li>・ 最初に「阿賀町汚泥再生センター運転管理業務委託」の指名停止案件について指名停止理由、期間設定等を説明。</li> <li>・ 要領では、落札から契約までの間に契約解除の申し出があった場合は、契約金額の100分5の額を違約金として示されていますが、契約後の解除というのは想定されていません。</li> <li>・ 今後の検討課題とします。</li> <li>・ 工事の場合は、過去に前払金制度がなかったときに、資材の調達等の資金繰りの関係で契約解除といったケースはありましたが、業務委託で過去に受託したことを考えると契約解除の想定はできませんでした。</li> <li>・ 金額の差は50万円ほど、次点業者への発注は、技術者の配置を確認したうえで、価格交渉した結果、5号随契とさせていただきます。</li> <li>・ 想定されていないケースであり長期間の停止に踏み切れなかったのが事実です。契約後の解除自体問題だと思いますので、今後このようなことがないように信頼関係を築いていきたいと思います。また、他町村(五泉市、新発田市、阿賀野市)でも同様の事例はないとのことでありましたが、地元業者にはあまり強いペナルティをかけない傾向にあるようです。</li> </ul>

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約から2日間で「現状では継続困難」ということで2日間で何があったのか、酌むべき事情があったのか。</li> <li>・ この業務委託は毎年の契約のようですが、長期継続契約なども検討のひとつに入れてもらえればありがたいです。</li> <li>・ 指名停止期間について、もう少し説明をお願いします。</li> <li>・ 指名停止要件も談合であれば、他の自治体では3カ月の停止期間が多いようです。3カ月となれば下請け、孫請けにも影響が出てきます。</li> <li>・ 重量のある軸部分をひっくり返すとか、土台の木材部分にあれだけの重量のあるものを均等に下すというのは至難の業だと思いますが。</li> <li>・ 解体時の重心も中心ではなく寄っているわけなので。</li> <li>・ 今後は事故がないようにしてもらえれば、一生懸命やっている業者ですし、クリーンセンターの維持管理にとっても大事でしょうし。</li> <li>・ 直接工事費は各社差がありませんが、一般管理費で調整したという見方もできます。数字だけみると極端ですし、不自然な感じがします。</li> <li>・ システムを使っているとはいえ、阿賀町でこういう案件はなかったですよ。</li> <li>・ 一般管理費の部分が柔軟に調整しやすいのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この施設については、非常に特殊な取り扱いが必要であり、対応できる技術者の確保が結果的にできなかったようです。今回のことを踏まえ、今後は契約前に配置技術者が実際に業務可能かどうか確認する必要があると認識しています。</li> <li>・ この施設は、設備の入れ替え時期に該当しており、入れ替え後に長期間の契約も視野に入れているようです。結果的に資格があっても熟練度がないと動かせない設備、その熟練度がある職員を確保できなかった、その2日間でなんとか確保するための努力はしたのですが、結果的にできなかった状況があるようです。指名停止期間の1カ月の妥当性というのは、類似の例がないがゆえに他の指名停止案件の期間や実害の有無等、十分議論したなかで悩みながら決めたという経緯があります。</li> <li>・ 次に「阿賀町クリーンセンター2号炉後燃料水冷ジャケット更新工事」に係る作業員死亡事故について指名停止理由、期間設定等を説明。</li> <li>・ 阿賀町の負傷者事案による指名停止措置は数件あり、期間も3週間から1カ月と幅があります。今回は死亡事故であり期間も2週間から4カ月に該当しますが、町の過去の事例、国交省、県の事例、また他自治体での直近の死亡事故の処分を考慮し2カ月としたところです。</li> <li>・ 今回は2号炉となっていますが、昨年1号炉を同じパターンで工事を行っています。慣れた部分もあったのかもかもしれません。</li> <li>・ 重いものを下向きにするとか昨年どおりに行っていればよかったです。労基署からの指導により改善命令を受けて工事を再開しています。参考までに木材部分をH型の鉄材を溶接するなど安全対策を施し工事再開の許可が出ました。</li> <li>・ 対策としては軸を下にしたわけですが、事故が起きた時は上になっていたということです。</li> <li>・ ありがとうございます。</li> <li>・ 追加資料として平成30年度に行った水道工事の入札で落札業者の落札額が最低制限価格と(千円単位まで)同額だったことを説明。委員からの意見を求める。</li> <li>・ 測量委託であれば数社が最低制限価格となり、くじによって落札者を決定することはありますが、工事はなかなかないです。大きい市や県において件数の多いところでは、見積能力のある業者が積算基準や価格などのシステムが市町村と同等のものがあるようです。</li> <li>・ おそらくどの企業も「丸め」というものがあって、どの単位で丸めるのかによります。場合によっては失格要件になってしまうこともあります。</li> </ul>

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その辺が予定価格との兼ね合い(想定できる)といわれても仕方ない気がします。</li> <li>・ この工事は一次工事となっていますが、これは場所によって区切っているのですか。</li> <li>・ 工区で区切っていると、一次工事で落札したからといって次もというわけにはいかないですよね。</li> <li>・ 詳しい経緯と今後の対応についてお願いします。</li> <li>・ 財界誌の記事で問題が発覚して、その問題は限りなく事実に近いということですね。今後その会社が他の業務委託に参加するようなこともありますから。</li> <li>・ 何年も前のことがなぜ今。誰かが調べたのでしょうか。</li> <li>・ その契約解除が町のホームページに掲載されていないのようですが、見解は。</li> <li>・ 入札をやった事実がわからなくなるのでは。</li> <li>・ 消したことによって誤解は生じたのでは。</li> <li>・ それならわかりました。難しいというか、じっくり構えないと。</li> <li>・ 事実をしっかりと、客観的に。</li> <li>・ 特になければこれで委員会を終了します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういった事実はありませんけれども。</li> <li>・ そうです。同じ延長でここまでが一次、次が二次ということで区切っています。</li> <li>・ おっしゃるとおり、工区ごとの契約となります。</li> <li>・ 次に参考事案として県内財界誌で記事になった水道施設管理業務委託に係る添付書類の変造についての経緯を説明。</li> <li>・ それまで町直営で行っていた水道施設の維持管理業務を平成26年度から委託により実施するものとなり、2件の水道施設維持管理業務委託については有資格者(水道技術管理者)の配置が要件となっていました。しかし、契約した業者には有資格者が不在であり、要件を満たすため日本水道協会が発行する資格修了証書を変造したのではないかといった内容です。町も日本水道協会に確認したところ平成26年、契約当時の修了証書には受託者である代表取締役本人のものではないとの回答でした。今後、直接聞き取りを行うなど事実関係をを確認し、行政処分等慎重に対応してまいります。</li> <li>・ 町として平成26年にあったことが事実だとした場合にこれから先、指名停止することができるのか、停止した場合期間ほどの程度が妥当なのか、悩むところではあります。</li> <li>・ 先ほどの今年4月の契約解除が発端に…。</li> <li>・ 有効的に契約した後、どちらか一方が解除を申し入れた場合、遡及的に契約解除、消滅する意味もあって契約そのものがなかったことになるということです。民法の条文を解釈すると、ですが、新たな契約をするまで公表はしていません。</li> <li>・ 有効であるがのごとく残すのは、なくなったものなので契約解除と。法律としては初めからなかったこととで消滅させる形態だというふうに認識しています。</li> <li>・ 意図的に隠すという意味ではなく、契約がなかったということになるので町としてあえて載せておくことはないと判断しました。</li> <li>・ そういう意見もありました。</li> <li>・ 情報公開請求があれば、入札した事実があるわけなので、当然その対象となるものと考えます。</li> <li>・ ありがとうございます。</li> </ul>